

グリーンヒルズ居宅介護支援事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団晃友会が開設するグリーンヒルズ居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要支援状態にある高齢者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう利用者の立場に立った援助を行うものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。
 - 3 事業の実施に当たっては、相模原市、地域包括支援センター、地域の保健医療サービス及び福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 グリーンヒルズ居宅介護支援事業所

所在地 神奈川県相模原市緑区大島 1583 番 1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

管理者 1 名（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに自らも指事業の提供にあたるものとする。

介護支援専門員 5 名（常勤兼務 3 名、非常勤兼務 2 名）

- ① 在宅で生活をしている要支援者が、日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスを適切に利用できるよう、要支援者からの依頼を受けて、利用する介護予防サービス等の種類や内容等を定めた計画（介護予防サービス計画）を作成する。

- ② 介護予防サービス計画に基づき指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者やその他の者との連絡調整等の便宜の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日

月曜日から金曜日までとする。祝日は営業しない。但し、12月30日から1月3日までを除く。

営業時間

午前9時から午後5時30分までとする。

24時間連絡可能な体制あり。

不在時は転送等により対応。

(事業の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 利用者の相談は事業所内及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所において行うものとする。

- 2 利用者及び家族との面接により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。事業所に勤務する介護支援専門員が行う事業の提供方法及び内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はない。
- 3 サービス担当者会議等を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた介護予防サービス計画（以下「計画」という。）を作成する。
- 4 指定介護予防サービス事業者等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて、計画変更等を行う。
- 5 計画に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。
- 6 その他具体的には「介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第37号第29条から第31条）に従って実施する。
- 7 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は徴収しない。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、相模原市とする。

(業務継続計画の策定等)

第8条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を

継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（衛生管理等）

第9条 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。

- 2 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 3 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（虐待の防止）

第10条 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。

- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- 4 虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者を置く。

（事故発生時の対応）

第11条 事業の提供により、利用者に事故が発生した場合には、速やかに相模原市、利用者の家族等、必要に応じて連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。

- 2 事故及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（従業者の秘密の保持）

第12条 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

（苦情及び相談に対する体制）

第13条 利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した事業に関する要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- 2 苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録する。

(従業者の研修)

第14条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ・採用時研修 採用後1カ月以内
- ・継続研修 年6回（市研修、全体研修、その他研修を含む）

(その他)

第15条 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

2 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人社団晃友会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1. この規程は、令和6年4月1日から施行する。
2. この規程は、令和7年1月16日から施行する。

グリーンヒルズ居宅介護支援事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団晃友会が開設するグリーンヒルズ居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう利用者の立場に立った援助を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健医療サービス及び福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 グリーンヒルズ居宅介護支援事業所

所在地 神奈川県相模原市緑区大島 1583 番 1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第1条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

管理者 1 名（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

介護支援専門員 5 名（常勤兼務 3 名、非常勤兼務 2 名）

介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成、要介護認定に係る訪問調査、住宅改修等の相談業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第2条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日

月曜日から金曜日までとする。祝日は営業しない。但し、12月30日から1月3日までを除く。

営業時間

午前9時から午後5時30分までとする。

24時間連絡可能な体制あり。

不在時は転送等により対応。

(事業の内容及び利用料等)

第3条 事業の内容は次の通りとし、居宅サービス計画を作成し提供した場合の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。但し、利用者の負担は無い。

- ・要介護認定の申請に係る相談及び申請代行
- ・要介護認定された高齢者に対する居宅サービス計画の作成及び計画に基づくサービス提供事業者との調整。
- ・要介護認定に係る訪問調査。
- ・住民に対する情報提供。
- ・アセスメントの方式は、全国高齢者ケア協会フローチャート式による。
- ・利用者の居宅及び事業所内相談室での相談業務。

(通常の事業の実施地域)

第4条 第7条 通常の事業の実施地域は、相模原市、町田市（相原町・小山町）の区域とする。

(業務継続計画の策定等)

第8条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(衛生管理等)

第9条 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。

- 2 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 3 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期

的に実施する。

（虐待の防止）

第10条 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。

- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- 4 虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者を置く。

（事故発生時の対応）

第11条 事業の提供により、利用者に事故が発生した場合には、速やかに関係市町村、利用者の家族等、必要に応じて連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。

- 2 事故及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（従業員の秘密の保持）

第12条 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

（苦情及び相談に対する体制）

第13条 利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した事業に関する要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- 2 苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録する。

（従業員の研修）

第14条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ・採用時研修 採用後1カ月以内
- ・継続研修 年6回（市研修、全体研修、その他研修を含む）

（その他）

第15条 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

- 2 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人社団晃友会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

付 則

1. この規程は、平成12年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成12年7月10日から施行する。
3. この規程は、平成13年8月16日から施行する。
4. この規程は、平成14年2月1日から施行する。
5. この規程は、平成14年4月1日から施行する。
6. この規程は、平成15年6月1日から施行する。
7. この規程は、平成16年10月1日から施行する。
8. この規程は、平成17年2月1日から施行する。
9. この規程は、平成18年4月1日から施行する。
10. この規程は、平成18年7月16日から施行する。
11. この規程は、平成18年11月1日から施行する。
12. この規程は、平成19年4月1日から施行する。
13. この規程は、平成19年11月1日から施行する。
14. この規程は、平成20年4月1日から施行する。
15. この規程は、平成20年6月2日から施行する。
16. この規程は、平成20年6月21日から施行する。
17. この規程は、平成22年12月1日から施行する。
18. この規程は、平成23年4月1日から施行する。
19. この規程は、平成24年4月1日から施行する。
20. この規程は、平成25年11月1日から施行する。
21. この規程は、平成26年4月1日から施行する。
22. この規程は、平成27年9月14日から施行する。
23. この規程は、平成27年9月16日から施行する。
24. この規程は、平成28年11月18日から施行する。
25. この規程は、平成29年4月16日から施行する。
26. この規程は、平成29年11月1日から施行する。
27. この規程は、平成29年12月16日から施行する。
28. この規程は、平成30年5月16日から施行する。
29. この規程は、平成30年9月16日から施行する。
30. この規程は、平成31年1月16日から施行する。
31. この規程は、令和1年12月15日から施行する。

- 32. この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 33. この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 34. この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 35. この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 36. この規程は、令和7年1月16日から施行する。